

平成24年度
習志野市防災会議資料
(平成24年12月19日(水)開催)

目 次

(報告事項)

報告第1号	習志野市防災会議条例及び習志野市災害対策本部条例の一部改正について	P1
報告第2号	平成24年度習志野市総合防災訓練の実施結果について	P3
報告第3号	習志野市地域防災計画の修正状況について	P8

(議 事)

議案第1号	平成25年度習志野市総合防災訓練の実施方針(案)について	P12
議案第2号	配備体制及び災害対策本部の編成等について	P13

報告第1号

習志野市防災会議条例及び習志野市災害 対策本部条例の一部改正について

習志野市防災会議条例及び習志野市災害対策本部条例の一部改正について

【改正の経緯】

- ◆東日本大震災の教訓を今後に生かし、災害対策の強化を図るため、「災害対策基本法の一部を改正する法律」が平成24年6月27日に公布・施行され、その中で、地方防災会議及び災害対策本部について以下のとおり改正された。

<地方防災会議及び災害対策本部に関する主な改正内容>

1 地方公共団体の防災会議と災害対策本部の役割の見直し

- これまで防災会議の所掌事務とされてきた「災害が発生した場合に、防災に関する情報を収集すること」「非常災害に際し、緊急措置に関する計画を作成し、かつ、その実施を推進すること」については、災害発生時、特に災害応急対策の段階では災害対策本部において一元的に行うことが効果的であると考えられることから、これらの事務を災害対策本部の所掌事務とする。
- 地方防災会議について、防災に関する諮問的機関としての機能を強化する観点から、所掌事務に「防災に関する重要事項の審議」に関する事項を追加する。

2 地域防災計画の策定等への多様な主体の参画

- 地域防災計画の策定等にあたり多様な主体の意見が反映できるよう、防災会議の委員として、現在充て職となっている防災関係機関の職員のほか、「自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者」を追加する。

- ◆このことに伴い、本市においても「習志野市防災会議条例及び習志野市災害対策本部条例の一部を改正する条例」を制定し、平成24年10月2日施行した。

【習志野市防災会議条例の主な改正内容】

- ①防災会議の所掌事務に、「市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること」及び「重要事項に関し、市長に意見を述べること」を追加した。
- ②防災会議の委員に、「自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者」を追加し、定員を40名以内から45名以内とした。
(※ 防災会議委員に関する改正は平成24年12月1日施行した。)

【習志野市災害対策本部条例の主な改正内容】

- ①災害対策基本法の一部改正に伴い、引用する条項を改正した。

【習志野市防災会議新任委員】

自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者

氏名	所属・役職等	適用
長谷川 清次	本大久保ホームタウン自治会 自主防災会会長	自主防災組織代表
武内 義雄	香澄地区自主防災組織連絡協議会 会長	自主防災組織代表
畑中 宗憲	千葉工業大学工学部教授	学識経験者
高橋 君枝	習志野市民生委員児童委員協議会 会長	学識経験者
松田 敏子	習志野市男女共同参画審議会会長	学識経験者

報告第2号

平成24年度習志野市総合防災訓練の 実施結果について

平成24年度習志野市総合防災訓練の実施結果について

1. 訓練の目的

東日本大震災の教訓を踏まえ、市民一人ひとりの防災知識の向上や意識の高揚、技術の習得など、自助力の向上を目指し、市民が自由に参加できる訓練や、防災関係機関等による防災・減災に関する展示、啓発など、体験型の総合防災訓練を実施する。

また、共助力の強化のため、地域・学校・市のそれぞれが避難所の開設手順を理解し、確認・検証する。

2. 日時

■平成24年10月28日（日） 午前10時から正午

■気温：17℃ 天候：小雨

3. 会場

(1) メイン会場

市役所前グラウンド（鷺沼2-1）

(2) サブ会場

香澄小学校（香澄4-6-1）

(3) 給水訓練会場

①第3給水場（東習志野6-18-4）

②本大久保一丁目児童遊園（本大久保1-18地先）

③南消防署横駐車場（秋津3-7地先）

4. 参加人数

5会場合計 1,175名

(1) メイン会場

810名（参加者：510名、関係機関、市職員、消防関係：300名）

(2) サブ会場

244名（参加者：172名、見学者：72名）

(3) 給水訓練会場

121名（第3給水場：37名、本大久保一丁目児童遊園：68名、南消防署横
駐車場：16名）

5. 訓練項目

(1) メイン会場

【体験エリア】

- ①応急手当訓練（AED 体験、日用品を用いた応急手当）
- ②初期消火訓練（水消火器を用いた初期消火）
- ③木材切断体験（チェーンソー、のこぎりを用いた木材切断）
- ④ジャッキアップ体験（自動車のジャッキを使った救出法）
- ⑤ロープワーク（自衛隊による各種結索法指導）
- ⑥土のう作成体験（土のうの作成および積み方体験）
- ⑦資機材組み立て訓練（炊き出し釜、組み立てトイレ個人テント等）
- ⑧炊き出し（炊き出し釜を使用した炊飯袋体験）

【啓発エリア】

- ①ボランティアセンター体験（社会福祉協議会）
- ②煙体験ハウス体験、はしご車体験
- ③炊き出し（自衛隊による豚汁）
- ④参加関係機関による活動紹介・展示

(2) サブ会場

- ①避難所開設訓練（施設安全点検、避難者受け入れ）
- ②地区対策本部設置訓練（地区対策本部設置、情報連絡）
- ③炊き出し訓練（炊飯袋、豚汁）
- ④意見交換会（訓練参加者のみ）
- ⑤訓練参加者（避難者）へのアンケートの実施

(3) 給水訓練会場

- ①給水所設置訓練（企業局、市職員）
- ②市民が容器を持ち寄り、給水所から自宅まで実際に水を運ぶことを体験

6. 参加機関

(1) メイン会場（19機関）

陸上自衛隊第一空挺団、習志野警察署、千葉県水道局船橋水道事務所、NTT東日本一千葉京葉営業支店、習志野市医師会、習志野市歯科医師会、習志野市薬剤師会、習志野商工会議所大型店連絡協議会、習志野交通安全協会、習志野市建設協力会、習志野市造園工事業協同組合、千葉県建築士事務所協会習志野支部、イオン津田沼店、千葉県オストミー協会、習志野市企業局、習志野市消防団、習志野市消防協力隊、習志野市社会福祉協議会、習志野市

(2) サブ会場（7機関）

香澄地区町会、香澄地区自主防災組織、日赤奉仕団香澄分団、香澄小学校、香澄幼稚園、習志野市教育委員会、習志野市

(3) 給水訓練会場（2機関）

習志野市企業局、習志野市

7. 主な所見・課題

(1) メイン会場【体験型訓練】

- ①自助の強化は継続して行う必要があるため、今後も何らかの形で参加・体験型の訓練を行う必要がある。
- ②今回の参加者数は無理な動員などを行わない数であり、防災に関心があり実際の活動が期待できる市民の現実的な数を把握する参考になったが、市全体の防災力強化のためにはできるだけ多くの人に参加・体験してもらう必要があるため、訓練実施形態や実施時期、広報について検討の余地がある。

(2) サブ会場

【避難所開設訓練】

- ①初めての訓練であったため準備に多くの時間を要したが、目的は概ね達成できた。
- ②見学者へ何をしている場面なのかを分かりやすくするため、実際に訓練で使用している資料の配布や訓練の詳細な説明が必要であった。

【地区対策本部設置・運営訓練】

- ①今回は、地区対策本部が受け身となってしまう、情報の発信が市災害対策本部宛のみに留まっていたため、地域住民への情報の提供について考慮する必要がある。
- ②災害発生時は多層的な通信手段が必要となることから、無線の他に PHS などの配備を検討する必要がある。

(3) 給水訓練会場【給水訓練】

- ①当日の天候を考慮すると3箇所では約120名の参加は予想よりも多く、震災を受けて給水対策の認識が広まっていることが伺える。
- ②今回訓練で使用した給水所は通常は閉鎖されているため、災害時には迅速にこれらの給水所を開設し、市民の給水活動に対応する必要がある。

平成24年度習志野市総合防災訓練（メイン会場）



初期消火訓練



ジャッキアップ体験



木材切断体験



ロープワーク



炊飯袋体験



関係機関による展示



車両展示コーナー



消防による訓練展示

平成24年度習志野市総合防災訓練（サブ会場・給水訓練会場）



香澄小学校へ避難する地区の住民



自主防災組織と学校職員が協力して準備



避難者の受付



避難所の様子



地域住民による炊き出し



地区対策本部での情報の収集・整理



給水訓練会場に仮設給水栓設置



飲料水袋を背負い重さを体感

報告第3号

習志野市地域防災計画の修正状況について

習志野市地域防災計画の修正状況について

平成24年3月19日に開催した、平成23年度習志野市防災会議で承認を得た修正の方向性やスケジュール等に基づく委託業務（委託業者：アジア航測株式会社）の進行状況を、次のとおり報告する。

I 委託業務の内容

1. 修正スケジュール

委託業者と平成23～25年度の3箇年の委託業務契約を結び、地域防災計画の修正を基本とした各業務を共同で実施している。

項目	23年度			24年度									25年度												
	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2
(1)東日本大震災の検証																									
(2)防災アセスメント調査																									
(3)地区別防災カルテの作成																									
(4)職員向け各種マニュアルの整備																									
(5)地域防災計画の策定																									

（平成23年度習志野市防災会議資料より抜粋）

2. 作業の進捗状況

(1) 東日本大震災の検証【作業完了】

①東日本大震災の検証報告書

東日本大震災における被災状況を整理し、各種アンケート調査の分析結果をもとに平成24年7月「東日本大震災の検証報告書」を作成した。

（検証報告書は市ホームページで公開中）

②習志野市防災対応方針

東日本大震災の検証結果や国・県の取組み状況等を踏まえ、今後市として強化・推進していくべき対策について具体化し、平成24年10月「習志野市防災対応方針（12項目の方針）」を策定した。

（対応方針はホームページで公開中）

(2) 防災アセスメント調査【作業継続中】

①地震被害想定調査

市内の各種データを基に、地震発生時の被害発生予測を実施する。

②風水害・土砂災害危険度調査

風水害・土砂災害の危険性に関する現状把握を行い、地図データに整理する。

◆想定地震（２ケースを想定）※ともに千葉県地震被害想定調査の手法を基に実施	
①東京湾北部地震（M7.3）	②習志野市直下型地震（M7.3）
◆地震被害想定調査の主な項目	
① 地震動の予測	② 液状化危険度の予測
③ 急傾斜地崩壊危険度の予測	④ 建物被害の予測
⑤ 地震火災の予測	⑥ ライフラインの被害予測
⑦ 交通施設被害の予測	⑧ 津波・護岸被害の予測
⑨ 人的被害予測	⑩ 帰宅困難者の予測
⑪ 災害シナリオの作成	⑫ 応急対応能力算定調査
◆風水害・土砂災害危険度調査の主な項目	
① 内水はん濫危険度調査	② 土砂災害警戒区域等の把握

現時点では、①・②・④・⑥・⑦・⑩の予測が完了し、地図データ（GISデータ）に取りまとめている。

引き続き、残りの項目について調査を行っていく。

（３）地区別防災カルテの作成【作業継続中】

①地区別防災カルテ

市内を16の小学校区に区分し、各地区の災害に対する危険性や防災能力を評価し、災害発生要因や抑止要因を図に整理する。

引き続き、地区別防災カルテの内容を検討しながら作成作業を進めていく。

②地区別活動マニュアル

災害時に地域住民が自主的な活動が行えるよう、地区別防災カルテを盛り込んだ地区別活動マニュアルを作成する。作成には、地区別に防災ワークショップを実施し、地域住民や学校職員等の意見を取り入れるとともに認識の共有化を図る。

（４）職員向け各種マニュアルの整備【作業継続中】

災害発生時に迅速かつ的確に職員が行動できるよう、現在ある「災害時行動計画」を基本として、職員向け各種マニュアルを整備する。

- | | |
|------------------|-----------|
| ① 地区対策本部運営 | ② 避難所運営 |
| ③ 災害時要援護者避難支援 | ④ 帰宅困難者支援 |
| ⑤ 職員初動マニュアルポケット版 | |

引き続き各種マニュアルの内容を検討しながら作業を進めていく。

（５）地域防災計画の策定【25年度実施予定】

各種検討した事項を踏まえ、平成25年度から地域防災計画（本編）の修正を行い、新たな地域防災計画を策定する。

現時点においては、災害対策本部の編成や地区対策本部の体制などについて暫定的に修正し、来年度の本編修正に反映させる。

Ⅱ 東日本大震災の教訓を踏まえた取組み

市が主体となり進めている、東日本大震災の検証報告書で明らかとなった「8つの課題」に対する取り組み状況を次のとおり報告する。

【8つの課題】

- ①庁内体制の強化
- ②地区対策本部体制の見直し
- ③避難場所・避難所の対策
- ④帰宅困難者対策
- ⑤津波対策
- ⑥液状化対策
- ⑦自助・共助の促進
- ⑧市民への情報発信

1. 庁内体制の強化

(1) 庁内検討委員会の設置

本年6月7日に地域防災計画の策定を含めた「危機管理に関する庁内検討委員会」を設置し、全庁的な対応として検討を実施している。

3回の会議を実施し、個別の対策を検討した。

会議開催	時期	内容
第1回	7月18日	①東日本大震災での課題 ②地域防災計画修正の進め方
第2回	8月21日	①災害時行動計画の修正
第3回	11月20日	①地区対策本部の体制 ②災害時の配備体制

引き続き、全庁にまたがる課題について検討を進める。

2. 地区対策本部体制の見直し

(1) 総合防災訓練での検証

今年度実施した総合防災訓練の中で、避難所開設訓練と併せて地区対策本部設置・運営訓練を実施し、情報伝達等に主眼を置き検証を図った。

(2) 地区対策本部運営マニュアルの作成

総合防災訓練での検証結果や庁内での検討結果を踏まえ、地区対策本部運営マニュアルを新たに作成し、職員や地域住民と認識の共有化を図る。

3. 避難場所・避難所の対策

(1) 避難所開設訓練の実施

総合防災訓練の中で、地域住民、学校職員、市が連携して「避難所開設訓練」を実施し、開設の手順を確認・検証した。

今後も、継続して訓練を実施する。

(2) 避難所運営マニュアルの作成

総合防災訓練での検証結果を踏まえ、避難所運営マニュアルを新たに作成し、地域住民や学校職員、市職員において認識の共有化を図る。

4. 帰宅困難者対策

(1) 津田沼駅周辺帰宅困難者等対策協議会の設立

平成24年7月12日に「津田沼駅周辺帰宅困難者等対策協議会」を設立し、3つを主なテーマ（①情報連絡体制の確立、②帰宅困難者等の安全確保、③帰宅困難者発生抑制）として検討を実施している。

3回の協議会と1回のワーキンググループを実施して対策を検討した。

会議開催	時期	内容
第1回協議会	7月12日	①設立（26機関） ②協議会の進め方
第1回ワーキンググループ	8月10日	①緊急時連絡先等の確認 ②情報連絡体制の検討
第2回協議会	10月12日	①新たな機関の参加（地域住民の代表者等7機関）33機関となる ②災害発生時の各機関の役割の検討
第3回協議会	11月16日	①災害発生時の各機関の役割の決定 ②平常時からの帰宅困難者抑制等の取組みの検討

引き続き検討を重ね、帰宅困難者を受け入れるための「一時滞在施設」の指定や、帰宅困難者支援マニュアルを作成し、関係機関において認識の共有化を図る。

5. 津波対策

（1）津波避難ビルの指定

平成24年4月に千葉県が津波浸水予測調査を実施し、新たな浸水予測図を作成した。その結果、習志野市では津波による浸水はしないとの結果であったが、不測の事態における市民等の生命の安全確保を図るため、2箇所の津波避難ビルを指定した。

施設名	住所	避難場所	指定日
津田沼浄化センター管理棟本館	習志野市芝園3-3-1	3階会議室及び屋上	平成24年8月30日
芝園清掃工場	習志野市芝園3-2-1	3階会議室	平成24年8月31日

引き続き国道14号以南の公共施設を中心に指定する。

6. 液状化対策

（1）市街地液状化対策事業

復興交付金を活用し、液状化現象による被害が集中した地区の一部において、被害家屋調査を実施するほか、地質調査、測量と公共施設と宅地の一体的な液状化対策の施工方法を探る、液状化対策工法概略検討を実施する。

7. 自助・共助の促進

（1）総合防災訓練の実施

東日本大震災の教訓を踏まえ、自助・共助の強化を目的に、防災関係機関の協力による体験型訓練、地域や学校、市が連携した避難所開設訓練、市民自らが水の大切さを実感する給水訓練を実施し、防災意識の高揚を図った。

8. 市民への情報発信

（1）あらゆる広報媒体の活用

①ホームページによる情報発信

台風発生時や警報発表時における市内の被害状況や対応状況等をホームページで公表するとともに、総合防災訓練の実施結果や地域防災計画の修正状況等、防災情報の掲載を増やした。

②広報紙による情報発信

市の広報紙を活用し、東日本大震災の教訓を踏まえた取り組み状況について、掲載した。

議案第 1 号

平成 2 5 年度習志野市総合防災訓練の
実施方針（案）について

平成 25 年度習志野市総合防災訓練の実施方針（案）について

1. 習志野市総合防災訓練

(1) 基本方針

東日本大震災では、市全体の災害対応について多くの課題が浮かび上がり、平成 24 年度の総合防災訓練においては、これらの課題のうち、自助力の強化と共助力の強化に焦点を当てて訓練を実施した。平成 25 年度の総合防災訓練においても引き続き、課題を克服するため、東日本大震災の教訓を踏まえた総合防災訓練を実施する。

総合防災訓練は、年に一度、関係機関や市民が一体となって訓練を行う機会であることから、実施にあたっては、「自助」、「共助」、「公助」相互の連携強化を図ることに重点を置いて実施する。

(2) 訓練内容

平成 25 年度総合防災訓練においては、上記の基本方針を踏まえ、以下の訓練を相互に連携させて実施する。

区分	訓練項目	実施内容
自助 ・ 共助	地域住民初動訓練	○発災初動時に地域で特に重要となる初期消火・安否確認・救出救護訓練を実施 ○安否確認情報を地区対策本部へ伝達
共助 ・ 公助	地区対策本部設置・運営訓練	○地区から収集した地区情報を災害対策本部へ報告 ○災害対策本部から得た情報を地区へ伝達
公助	各関係機関による展示・体験	○災害時における各関係機関の活動紹介 ○防災用品の展示・販売

(3) 実施時期

9 月中の日曜日

2. 個別の訓練

総合防災訓練の他に、個別の訓練として以下の訓練を実施し、個々の対策の強化を図る。個別の訓練の実施にあたり、現在、地域防災計画の修正とあわせて整備中の各種マニュアルを活用することにより、職員や各関係者への周知を図り、マニュアルの実効性を検証する。

- ① 職員安否確認訓練（実動訓練）
- ② 災害対策本部設置・運営訓練（図上訓練）
- ③ 帰宅困難者支援訓練（図上訓練）
- ④ 災害時応援協定を活用した訓練（図上訓練）
- ⑤ 各自治会・町会等の訓練（実動訓練）

議案第2号

配備体制及び災害対策本部の編成等について

配備体制及び災害対策本部の編成等について

東日本大震災での対応における課題や台風等の風水害での対応を踏まえ、配備体制や災害対策本部の体制等について、より実効性のある体制に一部見直しを図る。

本体制は、暫定的な体制として試験的に運用し、最終的には来年度修正が完了する地域防災計画（本編）に反映する。

I 配備体制（風水害・地震）の見直し

■ 目的

危機管理監が新たに配置されたことや災害対策本部設置前の体制の名称を分かりやすい表現に変更するなど、より実効性のある配備体制に修正する。

※ P 1 6 資料 1 及び P 1 7 資料 2 「配備体制の見直しに係る修正比較表」参照

II 災害対策本部の編成等の見直し

1. 災害対策本部の編成

■ 目的

災害発生時に市内全体の災害対応の中心となる災害対策本部の設置等について、昨年 3 月 1 1 日に発生した東日本大震災ではうまく機能しなかったことを踏まえ、設置場所や体制を今一度整理し、体制の見直しを図る。

■ 編成等の概要

(1) 設置場所

[現行計画]	[修正案]
【災害対策本部（関係機関連絡員含む）】 市役所第 4 分室 2 階 【災害対策本部事務局】 市役所第 4 分室 1 階 各課執務室 （生活安全室・情報政策課）	【災害対策本部（総称）】 市役所第 4 分室 1 階及び 2 階を含め 【災害対策本部（会議室）】 市役所第 4 分室 2 階 会議室 A 【災害対策本部（事務局）】 市役所第 4 分室 1 階 危機管理課執務室 【関係機関控室】 市役所第 4 分室 1 階 会議室 B

【見直し理由】 現行の設置予定場所は、こども部子育て支援課の執務室として使用しているため、災害発生時に計画どおりの設置が困難な状況となっている。
現状で活用が可能な会議室等の位置づけが必要となるため。

(2) 編成

ア) 平成 2 4 年 4 月 1 日付で行った市役所内の機構改革に伴い、組織名に一部変更が生じたことや、危機管理監が新たに置かれたことに伴い所要の修正を行う。

※ P 1 8 資料 3 「習志野市災害対策本部組織図比較表」参照

イ) 本部長・副本部長・危機管理監・本部長付・各本部員に事故あることを考慮し、予め、第 3 位まで職務・権限代行者を指定しておく。

2. 地区対策本部の体制

■ 目的

昨年3月11日に発生した東日本大震災では、現行の計画で定められた地区対策本部が機能せず、地域との連携が図れなかったことを踏まえ、より実効性のある活動を行うため、体制の見直しを図る。

■ 体制の概要

(1) 名称

[現行計画]	[修正案]
地区対策本部	地区対策支部

【見直し理由】 災害対策本部の出先機関として明確に位置付けるため。

(2) 設置箇所数及び場所

[現行計画]	[修正案]
4 6 箇所の指定避難場所に設置する。	1 6 箇所の小学校校舎内等に設置する。

【見直し理由】 設置場所を小学校に統一することによる分かりやすさや、災害対策本部との情報伝達の実効性を確保するため。

各小学校における設置場所の詳細は、各小学校と調整して決定する。

(3) 活動主体及び役割

[現行計画]	[修正案]
活動主体は「地域住民」で、住民により班を編成し地区の支援を行う。(情報班・避難班・救護班・物資班) 地域住民から地区対策本部のリーダーを選出。(連合町会長、まちづくり会議議長)	活動主体は「地区対策支部職員(市職員)」で、班編成はせずに責任者(支部長)1名を定め、地区の情報収集や発信を行い、災害対策本部からの情報を地区の住民に発信する。 地区の住民は、各自主防災組織や町会ごとに「初期消火・安否確認・救出救護」活動を主体的に実施し、得た情報を地区対策支部に報告するとともに、市災害対策本部からの情報を地区対策支部で収集し、地区の住民へ伝達する。

【見直し理由】 役割を「地区の情報拠点」に限定し、実効性を確保するため。

また、自主防災組織は、もともと班編成された組織で活動を行うことから、地区対策支部のために組織を再編成することが困難なため。

(4) 活動エリア

[現行計画]	[修正案]
指定はなし。	小学校区を基本とする。

【見直し理由】 エリアを指定することで、活動の目安となる範囲を明確にする。また、市民からの認知度や、小学生(6~7歳)でも通える範囲にあることを考慮して小学校区とする。

(5) 人員数及び参集方法

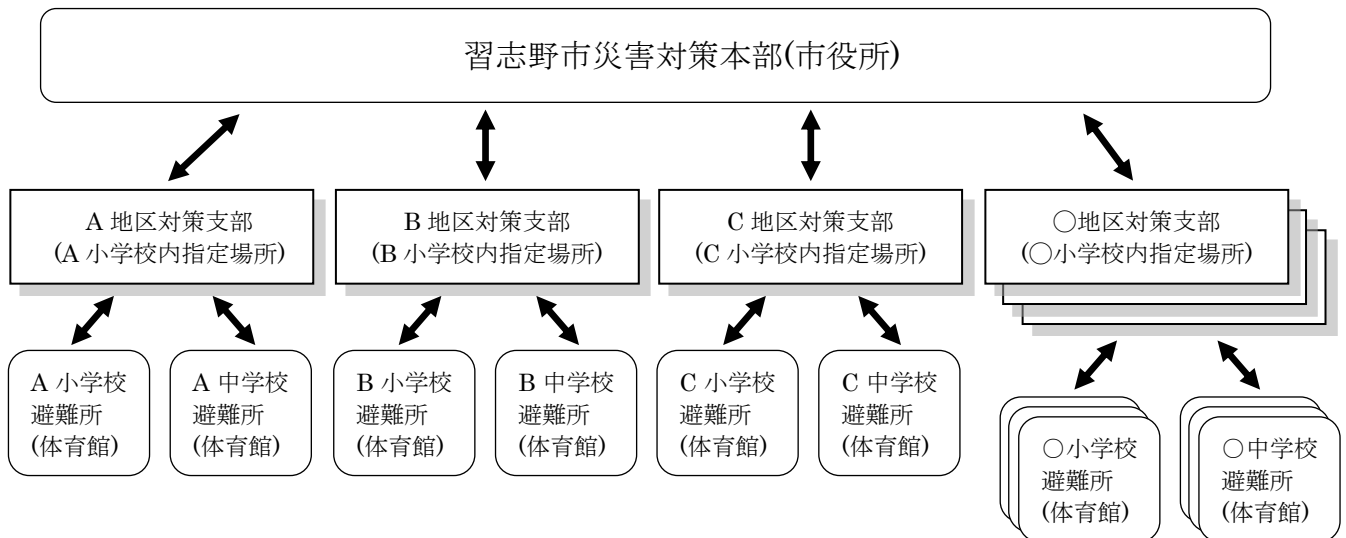
[現行計画]	[修正案]
あらかじめ指定された職員が、市内の指定避難場所へ3名ずつ直行する。	あらかじめ指定された4名の職員が、災害対策本部に参集し、災害対策本部からの指示を受け、必要な機材を受け取ってから各小学校に向かう。

【見直し理由】災害対策本部で職員を掌握し、災害対策本部からの指示を確実に伝達するため。
 (無線機や地図等の必要な機材も参集時に渡す。)活動については、2名が地区対策支部内で情報収集を行い、もう2名が地区に出向いて情報を収集することを想定している。また、4名のうち1名～2名が参集できなくても、地区対策支部を開設できる体制を確保する。

(6) 地区対策支部と避難所の関係

[現行計画]	[修正案]
地区対策本部員は、避難場所(所)において教職員と連携し、防災倉庫や施設の開放にあたる。 市職員による避難所への配備人員は、全体で20名のため、全避難所での対応は困難。	地区対策支部職員とは別に、「避難所配備職員(市職員)」を市内の避難所(最大26箇所)に、各3名ずつ派遣する。避難所配備職員は、地区内の住民・学校職員と連携して避難所の開設にあたる。 避難所と災害対策本部の連絡は、地区対策支部が担当する。(関係図参照)

【災害対策本部⇔地区対策支部⇔避難所の関係図】



配備体制の見直しに係る修正比較表（風水害）

変更方針
(理由)

1. 災害対策本部設置前の体制の名称を分かりやすい表現にするために変更する。
2. 誰の判断に基づく体制なのかを明確にするために変更する。
3. 災害対策本部設置前の体制は、持続性を保つことや被害に迅速に対応できるだけの職員数を確保するため、配備要員を変更する。

[現行計画]

配備の種別	配備の時期	配備要員	
災害対策本部設置前	注意配備	次の注意報又は警報の1以上が東葛飾又は県北西部に発表された場合で、生活安全室長が必要と認めたとき。 1. 暴風注意報 2. 大雨注意報 3. 高潮注意報 4. 洪水注意報 5. 暴風警報 6. 大雨警報 7. 高潮警報 8. 洪水警報	安全対策課
	予備配備	次の警報の1以上が東葛飾又は県北西部に発表され、今後の推移によっては市域に災害の発生が予想される場合で、生活安全室長が必要と認めたとき。 1. 暴風警報 2. 大雨警報 3. 高潮警報 4. 洪水警報	各班 1～2名 配備
災害対策本部設置	第1配備	1 暴風、大雨、洪水又は高潮等の警報等が発表され、災害対策本部の設置が必要と認められたとき。 2 局地災害が発生した場合、大規模な災害が発生するおそれがある場合等で、本部長（市長）の指令があったとき。 3 その他の状況により本部長（市長）が必要と認めたとき。 ※この他企業局にあつては、独自の計画に基づき体制をとる。	所属人員の3分の1配備
	第2配備	1 災害が拡大する恐れがある場合又は人命救助、避難等を要する場合で本部長（市長）の指令があったとき。 2 災害救助法の適用を受けるような重大な災害が発生し、又は発生する恐れのある場合で総合的な対策を必要とするとき。 ※この他企業局にあつては、独自の計画に基づき体制をとる。	所属人員の3分の2配備
	第3配備	災害が拡大し、第2配備では対処できない場合で、本部長（市長）の指令があったとき。	所属人員の全員配備

[修正案]

配備の種別	配備の時期	配備要員	
災害対策本部設置前	<u>情報収集体制</u>	次の注意報又は警報の1以上が <u>習志野市</u> に発表された場合で、 <u>危機管理監</u> が必要と認めたとき。 1. 暴風注意報 2. 大雨注意報 3. 高潮注意報 4. 洪水注意報 5. 暴風警報 6. 大雨警報 7. 高潮警報 8. 洪水警報	<u>危機管理課職員</u> <u>の半数</u>
	<u>警戒体制</u>	次の警報の1以上が <u>習志野市</u> に発表され、今後の推移によっては市域に <u>大きな被害</u> の発生が予想される場合で、 <u>危機管理監</u> が必要と認めたとき。 1. 暴風警報 2. 大雨警報 3. 高潮警報 4. 洪水警報	<u>危機管理課全職員に加え、</u> <u>危機管理監が</u> <u>必要と認めた</u> <u>各部署</u>
災害対策本部設置	第1配備	<u>1 災害対策本部の設置が必要であるとの危機管理監の進言に基づき本部長（市長）が認めたとき。</u> 2 その他の状況により本部長（市長）が必要と認めたとき。	各部所属人員の3分の1配備
	第2配備	<u>1 第1配備では対処できないとの危機管理監の進言に基づき本部長（市長）が認めたとき。</u> <u>2 その他の状況により本部長（市長）が必要と認めたとき。</u>	各部所属人員の3分の2配備
	第3配備	<u>1 第2配備では対処できないとの危機管理監の進言に基づき本部長（市長）が認めたとき。</u> <u>2 その他の状況により本部長（市長）が必要と認めたとき。</u>	各部所属人員の全員配備

（注）企業局・消防本部の体制の規模は、独自の計画に基づき体制をとる。

配備体制の見直しに係る修正比較表（地震）

- 変更方針（理由）
1. 災害対策本部設置前の体制の名称を分かりやすい表現にするために変更する。
 2. 誰の判断に基づく体制なのかを明確にするために変更する。
 3. 災害対策本部設置前の体制は、持続性を保つことや被害に迅速に対応できるだけの職員数を確保するため、配備要員を変更する。

[現行計画]

配備の種別	配備の時期	配備要員	
災害対策本部設置前	注意配備	1. 習志野市に設置してある気象庁の地震計が震度4以上を記録したとき。(自動配備) 2. 国内で大規模な地震被害が発生し、救援のための調査が必要であると生活安全室長が認めたとき。	生活安全室 消防本部
	予備配備	1. 注意配備では対処できないと生活安全室長が認めたとき。 2. 気象庁が津波予報区の東京湾内湾に「津波警報」を発表したとき。(自動配備) 3. 気象庁から東海地震注意情報が発表されたとき。(自動配備) 4. 地震発生後、県下に地震情報等が発表され、今後の推移によっては市域に災害の発生するおそれのある場合で生活安全室長が必要と認めたとき。 5. 国内で大規模な地震被害が発生し、救援のための活動が必要であると市長が認めたとき。	各班1～2名 配備
災害対策本部設置	第1配備	1. 予備配備では対処できないと総務部長が認めたとき。 2. 気象庁が津波予報区の東京湾内湾に「大津波」の津波警報を発表したとき。(自動配備) 3. 東海地震警戒宣言が発令されたとき(自動配備) 4. その他の状況により市長が必要と認めたとき。	所属人員の3分の1配備
	第2配備	1. 習志野市に設置してある気象庁の地震計が震度5弱を記録したとき。(自動配備) 2. その他の状況により本部長(市長)が必要と認めたとき。	所属人員の3分の2配備
	第3配備	1. 習志野市に設置してある気象庁の地震計が震度5強以上を記録したとき。(自動配備) 2. 災害が拡大し、第2配備では対処できないと本部長(市長)が認めたとき。 3. その他の状況により本部長(市長)が必要と認めたとき。	所属人員の全員配備

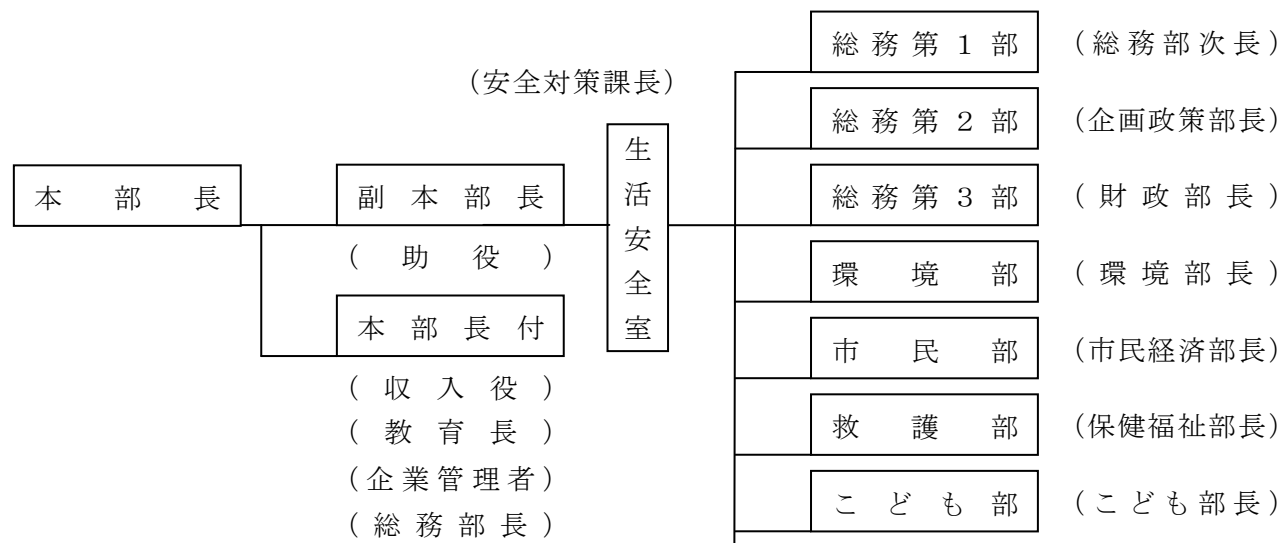


[修正案]

配備の種別	配備の時期	配備要員	
災害対策本部設置前	情報収集体制	1. 習志野市に設置してある気象庁の地震計が震度4以上を記録したとき。(自動配備) 2. 国内で大規模な地震被害が発生し、救援のための情報収集が必要であると危機管理監が認めたとき。	危機管理課職員 の半数 消防本部
	警戒体制	1. 情報収集体制では対処できないと危機管理監が認めたとき。 2. 気象庁が津波予報区の東京湾内湾に「津波警報」を発表したとき。(自動配備) 3. 気象庁から東海地震注意情報が発表されたとき。(自動配備) <u>※現行の項目4を削除する。</u> 4. 国内で大規模な地震被害が発生し、救援のための活動が必要であると市長が認めたとき。	危機管理課全 職員、消防本 部に加え、危 機管理監が必 要と認めた各 部局
災害対策本部設置	第1配備	1. <u>災害対策本部の設置が必要であるとの危機管理監の進言に基づき本部長(市長)が認めたとき。</u> 2. 気象庁が津波予報区の東京湾内湾に「大津波」の津波警報を発表したとき。(自動配備) 3. 東海地震警戒宣言が発令されたとき。(自動配備) 4. その他の状況により本部長(市長)が必要と認めたとき。	各部所属人員 の3分の1配 備
	第2配備	1. <u>第1配備では対処できないとの危機管理監の進言に基づき本部長(市長)が認めたとき。</u> 2. 習志野市に設置してある気象庁の地震計が震度5弱を記録したとき。(自動配備) 3. その他の状況により本部長(市長)が必要と認めたとき。	各部所属人員 の3分の2配 備
	第3配備	1. <u>第2配備では対処できないとの危機管理監の進言に基づき本部長(市長)が認めたとき。</u> 2. 習志野市に設置してある気象庁の地震計が震度5強以上を記録したとき。(自動配備) 3. その他の状況により本部長(市長)が必要と認めたとき。	各部所属人員 の全員配備

(注) 企業局・消防本部の体制の規模は、独自の計画に基づき体制をとる。

習志野市災害対策本部組織図【現行・H18 計画】



◎ 本 部 会 議

本部長	市長
副本部長	助 役
本部長付	収入役
	教育長
	企業管理者
生活安全室	生活安全室長
本 部 員	総務部次長
	企画政策部長
	財政部長
	環境部長
	市民経済部長
	保健福祉部長
	こども部長
	都市整備部長
	副教育長
	教育総務部長
	学校教育部長
	生涯学習部長
	消 防 長
	議会事務局長
業 務 部 長	

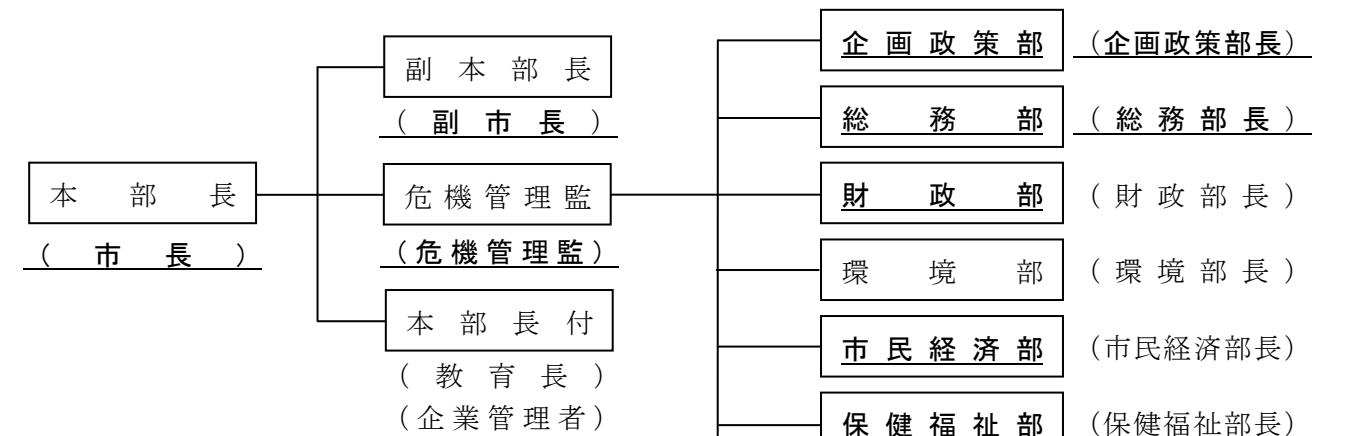


注：市民が主体となり活動する組織

◎ 本 部 事 務 局

総括責任者	安全対策課長
本部事務局員	安全対策課員
	まちづくり推進課員
(臨時本部事務局員)	すぐきく課員
	あらかじめ指定された者

習志野市災害対策本部組織図【修正案】



◎ 本 部 会 議

本部長	市長
副本部長	副市長
危機管理監	危機管理監
本部長付	教育長
	企業管理者
本 部 員	企画政策部長
	総務部長
	財政部長
	環境部長
	市民経済部長
	保健福祉部長
	都市整備部長
	こども部長
	消 防 長
	学校教育部長
	生涯学習部長
	業 務 部 長
	議会事務局長

※本部長等に事故あるときは順位に従い代行をあてる

注：災害時に市職員で臨時に編成される組織

◎ 本 部 事 務 局

本部事務局長	危機管理課長
本部事務局員	危機管理課員
	企画政策部員
各部連絡調整員	各部からの派遣職員

※下線部分が修正箇所を表す

< 主な修正箇所 >

- ①危機管理監が本部長（市長）、副本部長（副市長）の命を受け、情報の一元管理や対策の指示等ができる体制に変更する。
- ②災害時の体制への移行を分かりやすくするため、各部の名称を通常業務の名称に変更する。